

多古町保育士等養成修学資金制度

多古町で勤務する保育士や保育教諭の確保を図るため、資格取得を目指す学生への支援として、修学資金の貸し付けを行う制度です。

貸付対象者

- 次のいずれにも該当する方
 - ・ 指定保育士養成施設に在学する方
 - ・ 指定保育士養成施設卒業後、多古こども園などで5年以上保育士、保育教諭として勤務しようとする意志のある方

貸付金額

● 最大 240 万円(月額 50,000 円以内)
※千葉県社会福祉協議会の実施する保育士修学資金と併用可能

貸付期間

● 指定保育士養成施設における正規の修学期間
返還免除 ● 規則で定める雇用形態により、多古こども園などで継続して5年間勤務した場合、全額返還免除

制度の詳細や申込方法などは町ホームページをご確認いただくか、下記までお問合せください。

※貸付者の人数により募集を行わない場合があります。

お問合せ ● 総務課庶務係 ☎ 76-2611



詳しくはこちら

最大
240万円



会計年度任用職員の登録

町では、令和8年4月以降に任用予定の会計年度任用職員の登録を受け付けています。

登録を希望される方は、必要書類をご確認の上、総務課庶務係まで持参または郵送してください。

会計年度任用職員制度

地方公務員法などが改正されたことに伴い、令和2年4月から創設された非常勤一般職制度です。

登録期間

● 会計年度(4月～翌年3月)

継続する場合は、毎年度の登録が必要です。

任用期間

● 登録者の中から必要に応じて選考の後、会計年度(4月～翌年3月)以内の期間での任用となります。

選考

● 面接など

「登録を募集する職種」の注意事項

- ※ 1 教員免許状を持ち、3年以上の実務経験がある方
- ※ 2 ※ 1 以外の方
- ※ 3 3年以上の実務経験がある保育教諭
- ※ 4 ※ 3 以外の保育教諭

登録を募集する職種	必要書類	
	履歴書	免許などの写し
一般事務員	○	
介護認定調査員	○	
社会福祉士	○	○
介護福祉士	○	○
社会教育指導員	○	
家庭教育指導員	○	
教育支援員A ※1	○	○
教育支援員B ※2	○	
学校司書	○	○
図書館司書	○	○
施設管理員	○	
作業員(草刈など)	○	
運転手	○	○
用務員	○	
調理員	○	○
学校給食配膳員	○	
保育補助者	○	
看護補助者	○	
保育教諭A ※3	○	○
保育教諭B ※4	○	○
薬剤師	○	○
臨床検査技師	○	○
診療放射線技師	○	○
理学療法士・作業療法士	○	○
栄養士	○	○
管理栄養士	○	○
看護師	○	○
准看護師	○	○
保健師	○	○
助産師	○	○

提出(郵送)先・お問合せ ● 総務課庶務係 ☎ 76-2611

(〒289-2292 多古町多古 584 番地)

令和8年度 奨学資金の貸付申請を受け付けます

町には、高校生から大学生までを対象として、経済的な事情により進学・就学が困難な方を支援するための『奨学資金貸付制度』がありますので、お気軽にご相談ください。

高等学校・高等専門学校・高等専修学校・専門学校・短期大学・大学に在学中または入学が決定した方で、次の要件を全て満たす方

- 在籍学校長または出身学校長が推薦した方
- 貸付対象者本人または保護者が、多古町に1年以上住所を有している方
- 経済的な理由により修学が困難な方
※貸し付けには年収・所得の条件があります。条件は、家族構成により異なります。
〈例〉家族構成は父・母・本人・高校生の4人家族で収入は父のみ
この場合、貸付対象となる収入の上限は、おおむね810万円となります。
- 学業に優れ、性行正しく健康な方
※成績基準…全教科の平均が5段階評価で3.0以上、またはGPAによる成績評価方法で2.4以上



申請期間

● 2月2日(月)～3月31日(火)
※申請期間外に貸し付けを希望する場合は、その都度ご相談ください。なお、申請には連帯保証人(2人)が必要となります。

貸付金額

- 高等学校・高等専門学校・高等専修学校 …月額2万円以内
- 専門学校・短期大学・大学 …月額3万円以内

貸付条件

- 貸付利息…免除
- 貸付期間…決定のあった月から、その学校における正規の修学期間を終了するまで
- 返済方法…貸し付けが終了した月より6カ月経過後(3月卒業の場合は10月)から、在学中に貸し付けを受けた年月の2倍に相当する期間内に、月賦または半年賦により返還

免除制度

- 以下の要件に全て該当している期間は、申請により返還が免除
①多古町に住所がある方 ②就業している方 ③町税に未納が無い方



お問合せ ● 総務課庶務係 ☎ 76-2611

お知らせ

令和8年度 学童保育所の入所受付を行います

対象児童 ● 保護者が働いているなど、放課後の保育ができない小学校新1年生から6年生

申請書類 ● 子育て支援課で配布(町ホームページからも印刷できます)

※新1年生は、各小学校の入学前説明会で配布します。

令和7年度にご利用されていた方も、新たに申請が必要です。

保育料 ● 月額7,000円(8月は10,000円) ※別途、傷害保険料がかかります。

申請受付 ● 2月2日(月)～16日(月)【土・日曜日・祝日を除く】

午前8時30分～午後5時15分

※郵送での提出も可能です。

(〒289-2292 多古町多古 584 番地 多古町子育て支援課宛て)



申請書類はこちら

説明会 ● 3月8日(日)予定。※説明会の詳細は申請受付後に別途ご案内します。

申込・お問合せ ● 子育て支援課こども係 ☎ 76-5412